

指定基準等チェック表（第2表1 新聞等への掲載）

法人名		チェック欄
2（1） 事業に関する情報を日刊新聞紙等を通じて道民に対して実績判定期間内の日を含む各事業年度において2回以上提供したこと		

2（1）

区分	項目	情報提供 の回数	内容等
㉑	年 月 日～ 年 月 日		
㉒	年 月 日～ 年 月 日		
㉓	年 月 日～ 年 月 日		
㉔	年 月 日～ 年 月 日		
㉕	年 月 日～ 年 月 日		

【記載要領】

- ・ 法人が自らの活動を道民に周知するため、その事業活動を新聞、ラジオ、テレビ等の広報媒体を通じて実施した広報活動を記載します。
- ・ 「情報提供の回数」欄には、情報を提供した回数を記載します。
- ・ 「内容等」欄には、情報を提供した日（期間）、広報媒体名、提供した内容等を記載します。

【留意事項】

- ・ 広報媒体とは、不特定多数へ情報発信する媒体として、道又は市町村が発行する広報誌、ラジオ、テレビ、新聞、雑誌、コミュニティFM、タウン情報誌等とします。（インターネットによる発信は除きます。）

指定基準等チェック表（第2表2 広報資料の配置）

法人名		チェック欄
2(2) 事業活動を周知するため自ら発行した広報資料を実績判定期間内の日を含む事業年度において道内の5以上（インターネットの利用により当該広報資料を公表している場合は、4以上とする。）の公共施設その他の道民が利用する施設に必要数置いたこと。		

2(2)

区分	項目	広報資料		配置の内容等
		配置箇所数	ホームページによる公表	
㉑	年 月 日～ 年 月 日		有・無	
㉒	年 月 日～ 年 月 日		有・無	
㉓	年 月 日～ 年 月 日		有・無	
㉔	年 月 日～ 年 月 日		有・無	
㉕	年 月 日～ 年 月 日		有・無	

【記載要領】

- ・法人の活動を道民に周知するため、法人自らが作成した広報資料を配付することにより実施した広報活動を記載します。
- ・「広報資料」欄には、広報資料を置いた施設数を「配置箇所数」欄に記載するとともに、ホームページによる公表の有無を「ホームページによる公表」欄に記入します。
- ・「配置の内容等」欄には、広報資料名、配置箇所数に応じた施設名を記載します。

【留意事項】

- ・設置箇所は、道立市民活動促進センターや市町村などが設置する市民活動サポートセンター、総合振興局・振興局、市役所・町村役場など活動地域を所轄する行政機関、公民館・図書館・体育館などの公共施設、病院・学校・小売店・飲食店など法人の活動と関連する施設、自らのホームページへの掲載（ホームページへの掲載についても1箇所としてカウントします。）等による設置・掲載を対象とします。
- ・広報資料とは、法人が自ら作成した紹介する会報誌、リーフレット、パンフレット等とします。

指定基準等チェック表（第2表3 催物の開催）

法人名		チェック欄
2（3） 実績判定期間内の日を含む各事業年度において、道民を対象としたその事業活動に係る催物を2回以上開催し、かつ、これらの催物の参加者（役員、社員又は職員である者を除く。）の延べ人数が50人以上であること。		

2（3）

区 分		項 目	開催回数	参加者総数	催物の内容等
㉑	年 月 日～ 年 月 日				
㉒	年 月 日～ 年 月 日				
㉓	年 月 日～ 年 月 日				
㉔	年 月 日～ 年 月 日				
㉕	年 月 日～ 年 月 日				

【記載要領】

- ・道民を対象とした催物の実施状況を記載します。
- ・「開催回数」欄には催物を開催した回数、「参加者総数」欄には参加者の総数を記載します。
- ・「催事の内容等」欄には、催物の開催年月日（期間）、名称等を記入します。

【留意事項】

- ・催物とは、セミナー、イベント、講習会等であり、出席者名簿等により参加者が確認できる催物を対象とします。
- ・参加者とは、法人の役員、社員、職員を除く、一般の参加者とします。

指定基準等チェック表（第2表4 ボランティア従事者の参加）

法人名		チェック欄
2(4) 道内においてその事業活動にボランティアとして従事した者の延べ人数が実績判定期間内の日を含む各事業年度において50人以上であること（当該各事業年度において、同一の者を1人として計算した場合の当該従事した者の数が10人未満である場合を除く。）。		

2(4)

区分	項目	ボランティア従事人数		ボランティア活動の内容
		延べ人数	実人数	
㉑	年 月 日～ 年 月 日			
㉒	年 月 日～ 年 月 日			
㉓	年 月 日～ 年 月 日			
㉔	年 月 日～ 年 月 日			
㉕	年 月 日～ 年 月 日			

【添付書類】

- ・ ボランティア活動者名簿

【記載要領】

- ・ 法人が実施する特定非営利活動へのボランティア従事者の状況を記載します。
- ・ 「ボランティア従事人数」欄には、従事した「延べ人数」と「実人数」を記載します。
- ・ 「ボランティア活動の内容」欄には、ボランティアが従事した活動を記載します。

【留意事項】

- ・ 対象とする特定非営利活動とは、法人が道民を対象して実施する事業であり、総会、理事会等法人の運営に関するもの等を除きます。
- ・ ボランティア従事者には法人の役員、職員を除きます。（過去の役員名簿等について別途確認させていただきます。）
- ・ ボランティアについては、当該確認がボランティアとして参加したことが分かる資料（募集・応募に係る書類、活動に携わった日・時間帯や内容等を示す書類）を確認させていただく場合があります。

指定基準等チェック表（第3表 協働事業の実績）

法人名		チェック欄
3 道内においてその事業活動を国、地方公共団体、民間企業、試験研究機関その他の団体と協働して行った実績が実績判定期間内の日を含む各事業年度において1回以上あること。		

3

区 分		項 目	協働事業の 実施の有無	協働事業の内容等
㉑	年 月 日～ 年 月 日		有 ・ 無	
㉒	年 月 日～ 年 月 日		有 ・ 無	
㉓	年 月 日～ 年 月 日		有 ・ 無	
㉔	年 月 日～ 年 月 日		有 ・ 無	
㉕	年 月 日～ 年 月 日		有 ・ 無	

【記載要領】

- ・ 地域の課題の解決のため、国、地方公共団体、企業、大学、研究機関、町内会・自治会等の地縁組織などとの協働事業の実施状況を記載します。
- ・ 「協働事業の実施の有無」欄には、該当する一方を「○」で囲みます。
- ・ 「協働事業の内容等」欄には、協働の事業名、相手方、期間、内容等を記載します。

【留意事項】

- ・ 協働事業とは、それぞれの主体が対等な立場で協力し合う取組であり、協定書、会議録等書面による確認が可能な事業を記載します。

指定基準等チェック表（第4表 共益的活動の割合）

法人名		チェック欄
-----	--	-------

4 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が50%未満であること

- イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。）
- ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等に対する資産の譲渡等を除く。）
- ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動
- ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

実績判定期間

すべての事業活動に係る金額等	.....	①	(指標 )
----------------	-------	---	-------

①のうちイ～ニの活動に係る金額等	.....	②	
------------------	-------	---	--

イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	a	
	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	b	
ロ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	c	
ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	d	
ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	e	
合 計	(a+b+c+d+e)	f	⇒②へ

基準となる割合 (②÷①)	.....	③	
---------------	-------	---	--

「指定基準等チェック表」(第4表 共益的活動の割合) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「すべての事業活動に係る金額等①」欄	活動計算書の事業費の合計金額(その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額)を記載します。 また、算出方法を具体的に示す資料を添付してください。	実績判定期間において使用する「指標」は、例えば、その実績判定期間に行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数など合理的なものを使用します。
「①のうち上記イ～ニの活動に係る金額等②」欄	「合計①」欄の金額等を転記します。	
「①～③」各欄共通事項	「①～③」の各欄に記載する金額等は、①で用いた「指標」と同様の「指標」により算出します。	「①～③」の各欄に記載する金額等については、重複する部分がある場合には一方から控除して記載します。
「会員等に対する資産の譲渡等の活動(対価を得ないで行われるもの等を除く。)に係る金額等④」欄	会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に係る活動(対価を得ないで行われるもの等を除きます。)に係る金額等を記載します。	この表において「会員等」とは、次の者をいいます。 ① 会員 ② 当該申請に係る法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として当該法人の帳簿又は書類その他に氏名(法人にあっては、その名称)が記載された者であって、継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者 ③ 役員
「会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等⑤」欄	会員等相互の交流、連絡、意見交換など、その対象が会員等である活動(以下の①及び②に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供(以下「資産の譲渡等」といいます。)に係る活動 ② 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行う、その会員等の活動(公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限ります。)に対する助成	なお、①及び②においては、当該法人の運営又は業務の執行に関係しない者で、当該法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外の当該法人の活動に関係しない者は除きます。 また、「対価を得ないで行われるもの等」には、次の対価を得て行うものを含みます。 ① 資産の譲渡等に係る通常の対価の10%相当額以下のもの及び交通費、消耗品費等の実費相当額 ② 役務の提供の対価で最低賃金法による最低賃金相当金額以下のもの及び付随費用の実費相当額
「便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等⑥」欄	会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者その他その便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動(以下の①及び②に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 会員等に対する資産の譲渡等の活動に係るもの ② 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行う、その会員等の活動(公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限ります。)に対する助成	
「特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等⑦」欄	特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動に係る金額等を記載します。	
「特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等⑧」欄	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等を記載します。	